

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区生活保護受給者等就労支援事業業務委託	No.5200359
工（納）期	令和13年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	29,810,770円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社パソナ (法人番号：4010701023352)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川区生活保護受給者等就労支援事業業務委託
指定業者 (案)	名称 株式会社パソナ 所在地 東京都港区南青山三丁目1番30号PASONA SQUARE 代表者 常務執行役員 エキスパート・BPO事業本部 パブリック本部長 松永 早苗
指定理由	<p>本件は、生活保護受給者等に対する就労関連の一貫した支援業務について委託するものである。</p> <p>主管課からは、プロポーザル方式により業者選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>(1) 候補者の選定に当たっては、外部委員を含めた評価委員会により評価基準を定め、申し込みのあった5社に対し、事業内容や業務の実施体制等について、評価・採点を行った。</p> <p>(2) 評価委員会による審査の結果、上記事業者は総合評価において、77.3%の得点率を獲得しており、就労支援に関する業務を効果的に行うための取組や実施体制がしっかり確立されているなど、高い評価を得ていることが確認できている。</p> <p>以上のことから、安定的かつ確実な業務履行が期待できるため、選定は妥当であると判断し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>